

「岐阜県再犯防止推進計画（素案）」に対するご意見と県の考え方

【意見募集期間】平成31年1月9日（水）から平成31年2月7日（木）までの間

【意見人数及び件数】1人2件

岐阜県健康福祉部地域福祉課

No.	該当箇所		意見内容	意見に対する県の考え方
1	P 3	本計画は県と同様に市町村が策定する地方再犯防止推進計画とは併存する関係にあります。	市町村の地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とありますが、明確に策定期限が国から法律の指針等で平成（新元号が現時点で未定のため）何年度までと明記されているのですか？	市町村の地方再犯防止推進計画について、国から策定期限は示されていません。
2	P 1 5	①再犯防止推進協議会（仮称）の設置による関係機関の連携強化 ②地域生活定着支援センターの活動の強化	再犯防止推進協議会や地域生活定着支援センター活動も市町村単位で設置、もしくは単独で無理ならば広域化でもいいのか、法律や指針と照らし合わせて述べてほしい。	再犯防止推進協議会は法律や指針等で規定されたものではなく、岐阜県が任意で設置する組織になります。 地域生活定着支援センターについては、厚生労働省が作成した「地域生活定着促進事業実施要領 3（1）ア 設置か所数」において、「センターは、保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。」と規定されているため、岐阜県内では1か所のみを設置としています。